教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長　吉　田　育　弘

奈良県教育委員会規則第七号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「及び第十七条第一項の表備考」を「、第十七条第一項の表備考及び第十八条の二の表備考第四号」に、「附則第三十五項」を「附則第三十八項」に改める。

別表三の二の次に次の一表を加える。

三の三　免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号に規定する単位の修得方法

受けようとする免許状の種類		有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する在職年数	最低修得単位数																				
				教科に関する科目																				
				教職に関する科目																				
				教育課程及び指導法に関する科目																				
				各教科の指導法																				
				道徳の指導法																				
				保育内容の指導法																				
				生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目																				
				教科又は教職に関する科目																				
				計																				
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	〇	六	三																			
		幼稚園教諭普通免許状	〇	十三	二	十	一	七	一	二	十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	二	〇	一	二									
					十	七	一	二	三	五	一	二	一
	五	十	七	五	二	二	一	一	一	二	一	二	一
	一									一	一	一	一
	一	二	二	一	二	二	二	二	一	二	一	二	一
										四	三	六	二
	七	十二	九	六	十四	十一	八	七	六	九	六	九	十二	五
	中学校教諭普通免許状				小学校教諭普通免許状				中学校教諭二種免許状	高等学校教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	高等学校教諭一種免許状	

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。